

◇大阪市会ハラスメント防止条例の一部を改正する条例

- 1 議長の責務、相談体制の整備及び相談事案への対応を改めることにしました。
- 2 相談事案の対応の一部について、この条例の施行の日前に行われたハラスメントについても適用することにしました。
- 3 この条例は、公布の日（令和6年11月1日）から施行することにしました。

（市会事務局総務担当）